

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

1. 本条約の成立経緯及び概要

世界保健機関（WHO）は、喫煙による健康被害の拡大を憂慮して、その加盟国に対し総合的なたばこ対策の実施を呼びかける世界保健総会決議を昭和45年以来累次採択してきたが、たばこ製品に関する広告、たばこ製品の密輸等、たばこ及び健康に関連する国境を越えた問題の解決のためには、各国が共通した対策をとって対応することが必要であるとして、平成8年、世界保健総会は、WHO憲章第19条の規定に基づき、たばこの規制に関する枠組条約の作成の適否の検討をWHO事務局長に要請した。さらに、平成11年の世界保健総会は、この条約を平成15年の世界保健総会までに採択することを目標として、条約の起草及び交渉のための政府間交渉会議を設立することを決定した。

政府間交渉会議は、平成12年10月に開始され、平成15年2月の第6回交渉会議において、条約の案文についての実質的な合意が成立した後、同年5月21日の世界保健総会において、本条約がコンセンサスで採択された。

本条約は、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制及びたばこの規制に関する国際協力について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 締約国は、屋内の職場等におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進すること。
- (2) 締約国は、たばこ製品の包装及びラベルについて、虚偽の、誤認させる若しくは詐欺的な手段又はたばこ製品の特性、健康への影響、危険若しくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないこと及びたばこの使用による有害な影響を記述する健康に関する警告等は、主たる表示面の30パーセントを下回るものであってはならないこと。

- (3) 締約国は、自国の憲法又は憲法上の原則に従い、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行い、自国の憲法又は憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない締約国は、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援に制限を課すること。
- (4) 各締約国は、締約国がたばこ製品の原産地を決定することを支援するため、また、締約国が流通を逸脱した地点を判断すること並びにたばこ製品の移動及び合法性を監視し、記録し及び管理することを国内法及び関連する二国間又は多数国間協定に従って支援するため、たばこ製品のすべての個装等に表示が確保されるよう効果的な措置を採択し及び実施し、さらに、締約国は、自国の国内市場において販売される小売用及び卸売用のたばこ製品の個装及び包装について、最終仕向地を示す効果的な表示等を行うことを要求すること。
- (5) 締約国は、国内法によって定める年齢又は 1 8 歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、効果的な措置を採択し及び実施すること。
- (6) この条約の実施状況を定期的に検討し及びこの条約の効果的な実施の促進のため必要な決定を行う等のため締約国会議を設置し、締約国は、事務局を通じ、この条約の実施について定期的な報告を締約国会議に提出すること。

なお、本条約は、40 番目の批准書、受諾書、承認書、正式確認書又は加入書が寄託者に寄託された日の後 90 日目の日に効力を生ずることになっている。

2. 本条約の実施のための国内措置

本条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

3. 本条約にかかる問題点（関連問題を含む）

- (1) 本条約の第6条では、たばこの需要を減少させるための価格・課税に関する措置について規定されているところ、我が国でもこれらの措置を実施する必要性
- (2) 国民の健康を守るという視点から見て、たばこに関する規制を「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資すること」を目的としているたばこ事業法により実施することの妥当性
- (3) 本条約の採択や主要国のたばこに関する規制の状況等を踏まえて改正された「製造たばこに係る広告を行う際の指針」において、新聞・雑誌における広告を英仏両国並みに禁止しなかったことの是非
- (4) 本条約第16条において未成年者へのたばこ製品の販売禁止のための措置をとる旨規定されているところ、近年の未成年者の喫煙について大幅な低下が見られない我が国においても対策を強化していく必要性
- (5) たばこの自動販売機について、特に未成年者の喫煙防止の観点から我が国国内において厳しい規制を実施していく必要性の有無
- (6) 途上国におけるたばこの規制のため、我が国が国際的な支援を行う必要性